

4. 8 再生タイル

① 評価対象資材

再生資源を含有した陶磁器質タイルを対象とする。

②品質・性能

J I S A 5 2 0 9の基準に適合すること。

③再生資源の含有率

別表1に示す再生資源を，製品の重量比で20%以上含有しており，これら以外の再生資源を含有していないこと。

ただし，再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には，この限りではない。

別表1 再生資源となるもの

再生資源の分類	前処理方法
採石および窯業廃土 無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材（汚泥を除く） 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 摩き砂汚泥の処理物 石材屑	前処理によらず対象
都市ゴミ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥の処理物	焼却灰化又は熔融スラグ化
上水道汚泥の処理物 湖沼などの底泥の処理物	前処理によらず対象

注1) 再生資源は，同一工場からの廃材は入れてもよいが，再生資源の含有率としては除外するものとする。

④環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，総水銀，セレン，ふっ素，ほう素の基準に適合すること。ただし，溶融スラグに関しては，「JIS A 5031一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」又は「JIS A 5032一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の環境安全品質基準有害物質の溶出量及び含有量の基準に適合すること。

⑤品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織，社内規格，材料の供給体制，品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，別表2に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表2 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時，施工時において，有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において，著しい環境負荷は生じない。

平成29年 3月 2日 一部改正（JIS A 5031, 5032の改正に伴う用語の改正）
令和 元年11月 7日 一部改正